



熊本県公報

第13279号
令和5年(2023年)
11月6日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 1
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の供用開始	(〃) 3
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 5
○熊本都市計画道路の変更に係る都市計画案の縦覧	(都市計画課) 5
○道路の位置の指定	(建築課) 5
○肥料登録	(農業技術課) 5
○令和6・7年度(2024・2025年度)熊本県入札参加者資格審査申請要領(県外建設業者)	(監理課) 5
○令和6・7年度(2024・2025年度)熊本県入札参加者資格審査申請要領(測量・建設コンサルタント等)	(〃) 8
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 10
○第52回採石業務管理者試験の合格者の決定	(エネルギー政策課) 10
○国土調査の成果の認証	(技術管理課) 11
登 載 依 頼	
○令和5年度(2023年度)第2回熊本県健康食生活・食育推進連携会議の開催	(健康食生活・食育推進連携会議) 11
○熊本県地域医療対策協議会の開催	(地域医療対策協議会) 11

告 示

熊本県告示第812号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年(2023年)11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
芦北町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第813号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規

定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
令和5年(2023年)11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
芦北町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第814号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
令和5年(2023年)11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、葦北郡芦北町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第815号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
令和5年(2023年)11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 潮害の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 落石の危険の防止
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 魚つき
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第816号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
 令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和5年（2023年）11月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町西吉地字塩井谷 247番1地先から 玉名郡和水町野田字灰毛霍 1793番地先まで	前	4.6 ～ 34.6	446.3	活力創出基盤 交付金
			後	10.8 ～ 76.1		

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）11月6日

熊本県告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和5年（2023年）11月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字大丸 569番2地先から 同所 500番1地先まで	71.7	単道改

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）11月6日

公 告

熊本県公告第679号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により人吉市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス西間上町店
人吉市西間上町字園田2452番4 外
- 人吉市から聴取した意見の概要
 - 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」、「人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例」、「人吉市環境基本条例」、「人吉市生活環境保全美化条例」など環境保全に関する法律・条例の規定を遵守し、所在地住民の生活環境保全に配慮し、特に次のことに留意されたい。
ア 造成・建築工事にあたっては、騒音、振動、悪臭、粉塵、周辺水路の汚濁等の防止に努めること。
イ 「騒音規制法」、「振動規制法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に定める特定建設作業を実施する場合及び特定施設を設置する場合は、所定の届出書を提出すること。また、規制基準を遵守すること。
ウ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例」を遵守し、事業活動に伴い生じた廃棄物を適正に保管・処分すること。
エ 「人吉市環境基本条例」第6条に定める事業者の責務を遵守すること。
 - 説明会において周辺住民から出された疑義や質問等については、誠実に対応していただきたい。また、施設の着工にあたっては、周辺住民等とトラブルが起きないように、工事の内容等について、周知徹底を図っていただきたい。
 - 公共下水道へ接続するための下水道排水設備の設計及び施工については人吉市下水道排水設備指定工事店に依頼し、日本下水道協会発刊である下水道排水設備指針と解説及び人吉市作成の下水道排水設備責任技術者テキストの内容を遵守すること。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
令和5年（2023年）11月6日から令和5年（2023年）12月6日まで

熊本県公告第680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字室字西迫尻928番1、同928番3、同928番5、同928番6、同928番7、同930番3、同930番5、同935番4、同935番8、同935番11、同953番1及び同955番9、684.69平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
株式会社ニトリ

熊本県公告第681号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字町上2510番1及び同2510番3
619.26平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区幸田一丁目7番15号
株式会社おうち工房

熊本県公告第682号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字上馬立1519番9及び同1520番1
2,980.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン－イレブン・ジャパン

熊本県公告第683号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、合志市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。
令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
合志市大字野々島字木原野及び字沖野の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課及び合志市都市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和5年（2023年）11月6日から令和5年（2023年）11月20日まで（
行政機関の休日を除く。）

熊本県公告第684号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区辛島町8番23号桜ビル辛島町
- 2 築造者の氏名 桜ビル株式会社
- 3 道路の位置 宇土市花園町字花園174番4
- 4 道路の幅員 6.03メートルから6.04メートルまで
- 5 道路の延長 33.88メートル
- 6 指定年月日 令和5年（2023年）10月18日
- 7 指定番号 熊本県指令中央土景建第86号

熊本県公告第685号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥 第150 9号	魚かす 粉末	魚骨	窒素全量： 5.0 りん酸全 量：11. 0	該当なし	株式会社三成 熊本県宇土市馬 之瀬町555番 地	令和5年 (202 3年)1 0月25 日

熊本県公告第686号

令和6年度（2024年度）及び令和7年度（2025年度）において熊本県が発注す

る建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有する者が、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 申請の受付

(1) 申請方法

次の方法によること。

原則電子申請のみ

※電子申請での御対応が難しい場合については、お問合せ下さい。

※電子申請システムのURLは、11月末に県ホームページに掲載予定です。

(2) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

令和5年（2023年）12月14日（木）から令和6年（2024年）1月25日（木）まで

イ 提出先

熊本県土木部監理課建設業班

2 申請に係る審査対象期間

令和4年（2022年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日までの間に決算日が属する事業年度

3 提出書類及び提出部数

	提出書類	様式
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書<県外工事>	様式1
②	競争参加資格希望工種表	様式 2-1
③	営業所一覧	様式 2-2
④	追加項目	様式3
⑤	審査対象期間に係る総合評定値通知書の写し ※申請時まで当該通知書の送付を受けていない者にあつては、申請済の経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審査項目（社会性）、技術職員名簿及び経営状況分析結果通知書の写し。（審査行政庁の受付印があるもの）	
⑥	審査対象期間（令和4年（2022年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日）を基準日とする経営事項審査において、社会保険等（健康保険、厚生年金保険又は雇用保険をいう。以下同じ。）のいずれかの加入状況が「無」であった者で、令和5年（2023年）11月30日までに当該保険に加入又は適用除外となった場合は、以下に掲げる書類 社会保険等の加入状況が確認できる書類 健康保険・厚生年金保険 以下の（ア）又は（イ）のいずれかの書類 （ア）保険料納付が確認できる書類（領収書又は納入証明書） ※指名願いの審査基準日（令和5年（2023年）9月30日をいう。以下同じ。）を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から令和5年（2023年）11月30日までに支払期限が到達している直近の保険料を納付したことを証するもの。 （イ）建設国保等加入証明書（健康保険適用除外の場合） ※日本年金機構から健康保険被保険者適用除外の承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）に加入していることを証するもの。 雇用保険 以下の（ア）及び（イ）の書類 （ア）労働保険概算・確定保険料申告書	

	(イ) 保険料納付が確認できる書類 (領収書又は納入証明書) ※加入以降、令和5年(2023年)11月30日までに支払期限が到達している保険料を納付したことを証するもの。	
⑦	委任先がある場合にあっては、年間委任状 ※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示があること。	様式自由
⑧	現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し	
⑨	委任先がある場合にあっては、受付済の建設業許可申請書又は変更届出の「営業所一覧表」部分の写し (建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 別記様式第1号別紙2 (1) 若しくは (2)) (様式第22号の2 (第二面))	
⑩	誓約書兼申請者等調書	様式4
⑪	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 (国税通則法施行規則 (昭和37年大蔵省令第28号) 別紙第9号書式その3の3 (法人)、その3の2 (個人事業主)) (写し可) ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
⑫	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあっては、熊本県税について未納がないことの証明書 (熊本県税条例施行規則 (昭和30年熊本県規則第4号) 別記第28号様式その6) (写し可) ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
⑬	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあっては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	
⑭	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあっては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿	

特記事項

- (1) 原則電子申請により提出すること。
 - (2) 今回の提出から個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書の提出は不要。
- 4 資格審査及び結果通知
- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要項 (平成15年熊本県告示第221号) の規定により、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、3に掲げる提出書類 (⑬を除く。) に不足がある場合のほか、社会保険等が未加入である者 (その適用が除外されている者を除く。) 及び次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。ア 直近の経営事項審査結果通知書において「完成工事高」に実績がない業種
イ 委任先 (熊本県と契約を締結する権限を有する営業所) に許可がない業種
ウ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等 (以下「事業協同組合等」という。) の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められる場合は、この限りでない。
 - (2) 審査の結果は、令和6年 (2024年) 3月末までに文書で通知する予定である。
- 5 入札参加者資格の有効期間
令和6年 (2024年) 4月1日から令和8年 (2026年) 3月31日まで
- 6 注意事項
- (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所 (主たる営業所を含む。) は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する」という申請はできない。
 - (2) 入札参加者資格申請書若しくは添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
 - (3) 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、熊本県の電子入札には参加できないので注意すること。

なお、電子入札システムの利用者登録については、「くまもと県市町村電子入札システム」ホームページを確認すること。
 くまもと県市町村電子入札システムホームページ
 URL <http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>
 電子入札コールセンター（電子入札システムに関する問合せ）
 電話 096-373-2032

- 7 その他
 申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。
- 8 問合せ先
 〒862-8570（県庁専用郵便番号）
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県土木部監理課建設業班 電話 096-333-2485
 FAX 096-381-5404

熊本県公告第687号

令和6年度（2024年度）及び令和7年度（2025年度）において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。
 令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の受付
- (1) 申請方法
 次の方法によること。
 原則電子申請のみ
 ※電子申請での御対応が難しい場合については、お問合せ下さい。
 ※電子申請システムURLは、11月末に県ホームページに掲載予定です。
- (2) 受付期間及び提出先
- ア 受付期間
 令和5年（2023年）12月14日（木）から令和6年（2024年）1月25日（木）まで
- イ 提出先
 熊本県土木部監理課建設業班
- 2 申請に係る審査対象期間
 令和4年（2022年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日までの間に決算日が属する事業年度。
 ただし、新規設立法人で令和5年（2023年）10月1日から申請時まで第1期の決算を終える者については、当該事業年度を審査対象とする。
- 3 受付業種
- (1) 測量業務 次に掲げるものをいう。
- ア 測量一般（測量（地図の調整又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）をいう。）
- イ 地図の調整（測量の成果を用いて行う地図の作成をいう。）
- ウ 航空測量（航空機等を使用して空中から行う測量をいう。）
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。
- ア 建築一般（建築工事全般に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- アイ 意匠（建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計をいう。）
- イウ 構造（建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計をいう。）
- エ 暖冷房（建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- オ 衛生（建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- カ 電気（建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- キ 建築積算（建築工事に係る積算をいう。）
- ク 機械設備積算（建築工事に係る機械設備に関する積算をいう。）
- ケ 電気設備積算（建築工事に係る電気設備に関する積算をいう。）
- コ 調査（アからケまでに掲げるもの以外の建築工事に関する調査をいう。）
- ク サ 耐震診断（建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- シ 地区計画及び地域計画（住宅団地、商店街等の地区計画及び地域計画に関する建築物の調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。
- ア 物件、権利調査（土地の調査、土地の評価のための同一地域の区分及び土地に関する補償金算定業務、残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務、木造建物、一般工作物、立木等に関する調査及び補償金算定業務等をいう。）

- イ 事業関連調査（事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務、意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務、補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務、事実認定申請図書等の作成業務等をいう。）
 - ウ 登記手続等（登記手続に関する業務等をいう。）
- (6) 白あり駆除関係業務
- 4 提出書類及び提出部数

	提出書類	様式
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 ＜測量・建設コンサルタント等＞	様式1
②	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書別表	様式2
③	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	様式 3-1
④	営業所一覧表	様式 3-2
⑤	追加項目	様式4
⑥	委任先がある場合にあつては、年間委任状 ※見積り、入札、契約締結、代金の受領等に関する権限委任の明示があること。	様式自由
⑦	誓約書兼申請者等調書	様式5
⑧	登録証明書等の写し (ア)測量業務の申請者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を証する書面の写し (イ)建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による建築士事務所の登録を証する書面の写し (ウ)その他の業種の申請者 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定による不動産鑑定業者の登録がある者は、登録を証する書面の写し	
⑨	測量等実績調書	様式6
⑩	技術者経歴書	様式7
⑪	法人にあつては、商業登記の履歴事項全部証明書の写し、個人事業主にあつては、市町村発行の身分（身元）証明書の写し ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。	
⑫	法人にあつては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3の3（法人）、その3の2（個人事業主））（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
⑬	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式その6）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの。 ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出すること。	
⑭	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあつては、	

	本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	
⑮	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあつては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写真及び組合員名簿	

特記事項

- (1) 原則電子申請により提出すること。
- (2) 今回の申請から個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書の提出は不要。
- 5 資格審査及び結果通知
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類（⑭を除く。）に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査を受け付けない。ア 審査対象期間に含まれる決算日から直前2か年において実績がない業種（希望する業種が属する、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要。）イ 測量法第55条の規定による登録がない場合の測量業務ウ 建築士法第23条の規定による登録がない場合の建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等（以下「事業協同組合等」という。）の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められる場合は、この限りでない。
 - (2) 審査の結果は、令和6年（2024年）3月末までに文書で通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間
令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 7 注意事項
 - (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木関係建設コンサルタント業務は本店、建築関係建設コンサルタント業務は支店で契約する」という申請はできない。
 - (2) 入札参加者資格申請書若しくは添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしない。
 - (3) 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、熊本県の電子入札には参加できないので注意すること。
なお、電子入札システムの利用者登録については、「くまもと県市町村電子入札システム」ホームページを確認すること。
くまもと県市町村電子入札システムホームページ
URL <http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>
電子入札コールセンター（電子入札システムに関する問合せ）
電話 096-373-2032
- 8 その他
申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。
- 9 問合せ先
〒862-8570
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部監理課建設業班 電話 096-333-2485
FAX 096-381-5404

熊本県公告第688号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第132 9号	魚かす 粉末	魚粕粉 末2号	窒素全量： 8.5 りん酸全量 ：7.0	該当なし	野口 寛 熊本県天草市久 玉町1463番 地13	令和11年 (2029 年)10月 24日

熊本県公告第689号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により実施した第52回採石業務管理者試験の合格者は次のとおりである。
令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号

1、12、14、20、24

熊本県公告第690号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。
令和5年（2023年）11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
多良木町	令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）まで	大字黒肥地の一部	地籍図及び地籍簿	令和5年（2023年）10月26日

登載依頼

熊本県健康食生活・食育推進連携会議公告第2号

令和5年度（2023年度）第2回熊本県健康食生活・食育推進連携会議を次のとおり開催する。
令和5年（2023年）11月6日

熊本県健康食生活・食育推進連携会議

- 1 開催日時
令和5年（2023年）11月9日（木曜日）
午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ たい樹
- 3 議題
(1) 第4次熊本県健康食生活・食育推進計画素案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 食生活・食育班
(電話096-333-2252)

熊本県地域医療対策協議会公告第2号

熊本県地域医療対策協議会を次のとおり開催する。
令和5年（2023年）11月6日

熊本県地域医療対策協議会会長

- 1 開催日時
令和5年（2023年）11月8日（水）午後5時30分から
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 防災センター 201会議室
- 3 議題
第8次熊本県保健医療計画（へき地の医療及び医師確保計画）案について（公開）
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県地域医療対策協議会事務局(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)

(電話096-333-2204)